

第6章 配慮書に対する意見の概要と意見についての事業者の見解

6.1 配慮書の公表

6.1.1 配慮書の公告及び縦覧

北九州市環境影響評価条例第6条の3第2項及び第3項の規定にもとづき、北九州市が環境の保全の見地からの意見を求めるため、配慮書の提出があった旨及びその他の事項を公告し、配慮書を縦覧に供した。

1. 公告の日

令和7年2月14日

2. 公告の方法

令和7年2月14日付けの北九州市公報及び西日本新聞朝刊に公告を掲載した。

3. 閲覧期間

令和7年2月14日から令和7年3月13日まで

4. 縦覧場所

下記の4箇所で縦覧を実施した。

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| ・北九州市環境局環境監視部環境監視課 | ：午前8時30分から午後5時15分まで
(土・日曜日・祝日を除く) |
| ・北九州市若松区役所総務企画課 | ：午前8時30分から午後5時15分まで
(土・日曜日・祝日を除く) |
| ・北九州市若松区役所島郷出張所 | ：午前8時30分から午後5時まで
(土・日曜日・祝日を除く) |
| ・北九州市立文書館 | ：午前9時30分から午後6時まで
(土・日曜日・祝日を除く) |

5. 縦覧者数

- ・総数：0名

6. ホームページアクセス件数

- ・北九州市役所 配慮書公開ページ
(令和7年2月14日から令和7年3月13日まで)
総数：1,789件

6.1.2配慮書についての意見の把握

北九州市環境影響評価条例第6条の4第1項の規定にもとづき、北九州市が環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

1. 意見書の提出期間

令和7年2月14日から令和7年3月13日までの間

2. 意見書の提出方法

- ・書面による方法（郵送、FAX及び持参による提出）
- ・インターネットによる方法（「北九州市電子申請サービス」による提出）

3. 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は2通であった。

6.2 環境保全の見地から意見を有する者の意見の概要

北九州市環境影響評価条例第6条の3第1項の規定にもとづき提出した配慮書に対する環境の保全の見地からの意見と、これに対する事業者の見解を表6.2-1～表6.2-3に示す。

表6.2-1 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解(1/3)

No.	意見	事業者見解
1	<p>(仮称)北九州市白島沖浮体式洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書(以下、配慮書という)に記載されている事業実施想定区域(以下、計画地という)は、希少な鳥類が多く生息し、鳥獣保護区(特別保護地区)である白島との距離が近いため、白島および周辺海域に生息する鳥類や稀な島嶼地域の生物多様性に与える影響が大きいと予測する。さらに、本事業計画において設置予定の風車は最大高さ300m、回転直径290mと、以前に貴社が計画した着床式風力発電事業のものにも増して鳥類がブレードに接触するリスクが高くなることが予想され、鳥類への配慮を欠いた、分別の無い計画と言わざるを得ない。</p> <p>よって、貴社は計画を白紙撤回すべきである。もしくは下記1.および2.にあるような実効性ある環境保全措置を講じるべきである。</p> <p>保全措置1. 鳥類が風車に近づいたら自動的にシャットダウンするシステムを導入する (レーダーとローター自動緊急停止システムが組み合わされたシステムが必要)</p> <p>保全措置2. 白島(鳥獣保護区・特別保護地区)で集団繁殖するオオミズナギドリの離島時(探餌に出発するため)と帰島時(探餌から帰島するため)の時間帯に風車の運転を停止する。</p> <p>以下に、上記を求めるに至った理由等について述べることとする。</p> <p>【計画の白紙撤回もしくは実効性ある対策の採用を求める理由等について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 近年における白島及びその周辺の洋上における調査では、白島の陸上で46種、周辺洋上で34種の鳥類を記録しており、そのうち希少種(絶滅・準絶滅危惧種、国内希少野生動植物種、天然記念物)は20種に及ぶ(※1, 2)。中でも白島を往来し、周辺の洋上を飛翔する鳥類にとって風車の存在がバードストライク等の重大な影響を及ぼす可能性がある。 オオミズナギドリ(日ソ・日豪渡り鳥条約掲載種)は、国内でも数少ない集団繁殖地として毎年白島に多数渡来しており、これまでの調査では特に白島の西～北西海域での飛翔等が多く確認されている(※1, 6)。飛翔高度においては通常(探餌)は高度しが多いが、帰島時には徐々に高度を上げ、その高さは本事業計画のブレード回転範囲に重なる(※6)。また、荒天時においては、飛翔高度が上下する可能性もあり、群れで行動する本種が本事業計画の風車ブレードに群れで衝突し、白島の繁殖コロニーに大きな影響を及ぼす可能性がある。予測衝突数が年間1個体未満など、机上の計算は全く信用できるものではない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>オオミズナギドリは繁殖コロニーに対する固執性が高く、簡単には営巣放棄しないと考えられるため、事業想定区域のどこに風車を建てても、バードストライクが一定頻度で起こり続ける可能性がある。</p> <p>((公財)日本野鳥の会自然保護室 2025.02) (※8)</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> カラスバト(国天然記念物・絶滅危惧種)は、島嶼地域に生息する希少な鳥類であり、白島固有の生物多様性を保全する観点からも重要な種である。当支部の調査によれば、白島(男島)で30羽以上のカラスバトを確認したが(※2)、このすべてが比較的小規模な島といえる白島(男島)に留鳥として生息しているとは考えにくく、島嶼間を移動していると推測できる。その移動の際に、本事業計画の洋上風車のブレードに衝突死し、さらに生息地を放棄する可能性がある。 ミサゴ(準絶滅危惧種)は、これまでの調査で、白島全体で29ヵ所(男島16ヵ所、女島13ヵ所)の営巣地が確認されている(※1)。猛禽類は国内外において風車への衝突死が多く、若松区響灘埋め立て地においても衝突死と推定できる6羽のミサゴの死骸が発見 	<p>白島及びその周辺はオオミズナギドリ等の希少な鳥類の繁殖地として重要な区域であることから、鳥類への影響を回避すべく、風力発電機の配置は白島から可能な限り離隔を確保するよう努めてまいります。</p> <p>鳥類に関する環境保全措置につきましては、ご指摘いただいた保全措置を含めて、情報の収集、調査を進め、実施可能かつ有効な保全措置を検討してまいります。</p> <p>運転開始後の事後調査においても、継続的な風力発電機周辺の鳥類の挙動観察、バードストライクの有無の把握に努め、その結果を踏まえ、必要に応じて、さらに具体的な保全措置を検討してまいります。</p> <p>ご指摘の保全措置1の鳥類検知と自動停止によるシステムについては、導入事例やコスト対効果の観点から、可能な範囲で実現可能性を探ります。</p> <p>また、保全措置2のオオミズナギドリの離・帰島時間帯に着目した運転制御については、オオミズナギドリの行動特性を整理するとともに、運転制御による事業性を考慮し、必要に応じて限定期的な運転調整の可能性について検討いたします。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、鳥類への影響に配慮した事業計画の策定に努めてまいります。</p>

表 6.2-2 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解（2/3）

No.	意見	事業者見解
1	<p>されている(トビに至っては 11 羽)(※3)。本事業計画の風車建設によっても同様の事故が発生する可能性が非常に高い。予測衝突数が年間1個体未満など、机上の計算は全く信用できるものではない。洋上風車の浮体部で休息するなど(※7)、風車への馴れが一層衝突リスクを高めることになる。</p> <p>5. ハチクマ(準絶滅危惧種)は、北九州市の陸域から海域を幅広く渡ることが日本野鳥の会北九州支部の観察により確認されている。白島上空においても、330 羽(2016. 09. 30)のハチクマが渡っていることを確認しており(※2)、気象条件によって渡りコースが変わるハチクマは洋上も重要な渡りコースであることを認識すべきである。また、ハチクマのような滑翔性鳥類は風車を避けることが難しいとも言われ、陸上に比べ上昇気流の少ない海域において風車に衝突死する可能性がある。</p> <p>6. ハヤブサ(国内希少野生動植物種・絶滅危惧種)は、希少種の名の通り、観察できる頻度は多くはないが、白島の女島周辺で繁殖している可能性が高い。白島周辺を渡る小鳥類などを捕食するために急降下および追跡飛翔する際、洋上風車に対する認識が薄れ、ブレードに衝突死する可能性がある。また、洋上風車の浮体部で休息するなど(※7)、風車への馴れが一層衝突リスクを高めることになる。</p> <p>7. カンムリウミスズメ(国天然記念物・絶滅危惧種)は、わが国固有種と言える希少な種であり、繁殖地も数少なく、その個体数は 5 千～1 万羽とされ、ウミスズメの仲間では今絶滅が最も心配されている。本種はジオロケータによる研究などによって響灘海域を移動していることが明らかになっており(※1, 4)、特に本事業計画の洋上風車建設時において影響を受ける可能性がある。</p> <p>8. ヒメウ(絶滅危惧種)、ウミウ、クロサギ(準絶滅危惧種～福岡県)、カモメ類は、白島と陸域沿岸部等を往来する際、本事業計画の洋上風車のブレードに衝突死し、さらに生息地放棄の可能性がある。洋上における飛翔高度として、カモメ類の飛翔高度 25m～60 m、ウミウ 25mが観察されており(※5)、波浪高さによってはさらに高度が上がり、衝突確率が高くなる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><鳥類の予測衝突回数について></p> <p>そもそも風車 1 基当たりの衝突確率が年間何羽以下であれば影響が軽微であるという基準などについて、国内では一切論じられたことは無い。さらに日本国内に生息する鳥類の個体群に対して回避率を算出した報告事例が無いこと((公財)日本野鳥の会自然保護室)や、回避率は立地環境や気象による影響を大きく受ける(鳥類衝突リスクモデルによる風力発電影響評価:竹内 亨)ことから、この計算は群れで飛翔するオオミズナギドリ等には当てはまらない。いかにもバードストライクの確率・衝突数が極めて小さいことを印象付けるために利用しており、予測衝突数を検証する手段も方法も無いと思われ、衝突予測の手法としては極めて不適切である。パブリックコメントを提出する市民や環境審査会委員を惑わすような机上の計算値を記載すべきではない。環境省の手引きが適切とは限らないことがあることを認識すべきである。</p> </div> <p>2019 年に計画した着床式洋上風力発電計画 2 基に対しては、当会と環境審査会の委員から厳しい意見が出されたにもかかわらず、方法書段階まで鳥類への配慮の姿勢は無いに等しく、今回のさらなる大規模な計画も、鳥類への配慮は不十分であり、北九州市の生物多様性を軽視した計画と言わざるを得ない。オオミズナギドリやミサゴが風車の羽根に弾き飛ばされ、叩き落とされ、帰らぬ親鳥を待つひな鳥の悲惨な状況を想像してみてください。</p> <p>希少種・普通種を問わず、鳥類への影響を未然に防ぐ最も有効なのは、影響を与える場所には風車を建設しない事である。</p> <p>※引用文献等</p> <p>1. 環境省委託風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業・福岡県の情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業(2014～2015 年 三洋テクノマリン(株)調査)</p>	

表 6.2-3 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解（3/3）

No.	意見	事業者見解
1	<p>2. 福岡県委託鳥類生息調査(白島)2015・2016 年度(日本野鳥の会北九州支部)</p> <p>3. 日本野鳥の会北九州支部による響灘埋立地で稼働中の事業者への聴き取り調査</p> <p>4. 論文「ジオロケータにより明らかになったカンムリウミズメの移動経路 2013－2014」 山口典之 他</p> <p>5. NEDO 次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究環境アセス調査 (2016 年エコ・パワー(株))</p> <p>6. NEDO 2016 年度洋上風況観測システム実証研究環境調査報告(2017 年電源開発(株))</p> <p>7. NEDO 実証機(響灘バージ型浮体式洋上風力発電)2023 年度成果報告会 (2024 年 2 月 1 日)</p> <p>8. 「オオミズナギドリの集団営巣地における定着性」2011 須川 恒、狩野清貴 以上</p>	
2	<p>白島周辺の鳥類への影響が大きいと予測されるため、計画の白紙撤回もしくは下記の実効性ある鳥類の衝突防止策1. 2. を全風車に採用すること。</p> <p>衝突防止策1. 鳥類の飛来を感知し、風車を自動停止させる。</p> <p>衝突防止策2. オオミズナギドリが白島(男島)から離島するとき、帰島するときの時間帯に風車を停止する。</p> <p>日本野鳥の会北九州支部からの意見を真摯に受け止めること。分別のない計画は慎むこと。以上</p>	<p>白島及びその周辺はオオミズナギドリ等の希少な鳥類の繁殖地として重要な区域であることから、鳥類への影響を回避すべく、風力発電機の配置は白島から可能な限り離隔を確保するよう努めてまいります。</p> <p>鳥類に関する環境保全措置につきましては、ご指摘いただいた保全措置を含めて、情報の収集、調査を進め、実施可能かつ有効な保全措置を検討してまいります。</p> <p>運転開始後の事後調査においても、継続的な風力発電機周辺の鳥類の挙動観察、バードストライクの有無の把握に努め、その結果を踏まえ、必要に応じて、さらに具体的な保全措置を検討してまいります。</p> <p>ご指摘の保全措置 1 の鳥類検知と自動停止によるシステムについては、導入事例やコスト対効果の観点から、可能な範囲で実現可能性を探ります。</p> <p>また、保全措置 2 のオオミズナギドリの離・帰島時間帯に着目した運転制御については、オオミズナギドリの行動特性を整理するとともに、運転制御による事業性を考慮し、必要に応じて限定的な運転調整の可能性について検討いたします。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、鳥類への影響に配慮した事業計画の策定に努めてまいります。</p>

6.3 配慮書に対する北九州市長の意見と事業者の見解

北九州市環境影響評価条例第6条の3第1項の規定にもとづき提出された配慮書に対する同条例第6条の5第1項の規定にもとづく市長意見（北九環監環第119号、令和7年4月28日）と、これに対する事業者の見解を表 6.3-1 に示す。

北九環監環第119号

令和7年4月28日

株式会社グローカル
代表取締役 奥原 征一郎 様

北九州市長 武内和久
(環境局環境監視部環境監視課)



(仮称) 北九州市白島沖浮体式洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見の提出について

北九州市環境影響評価条例第6条の3第1項の規定により貴社から提出された「(仮称) 北九州市白島沖浮体式洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」について、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を提出します。

今後、本意見を踏まえ、適切な環境影響評価方法書を作成するようお願いします。

1 事業計画の具体化に当たり配慮すべき事項

本事業の事業実施想定区域及びその周辺は、オオミズナギドリ等の飛翔ルートになっており、バードストライクのおそれがある。鳥類及び藻場への影響を可能な限り回避するよう十分に配慮すること。必要に応じて、方法書以降の事業実施区域を現在よりも沖合へ変更する等の検討をすること。

2 方法書以降の環境影響評価手続に向けた留意事項

(1) 風力発電設備の配置等について

風力発電設備及び海底ケーブル等の付帯設備の配置並びにその諸元について方法書段階で明確にした上で、下記事項を踏まえて、適切な環境影響評価項目の選定、調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 鳥類について

本事業の事業実施想定区域は、オオミズナギドリの繁殖、ウ類の渡り等で利用される白島に近接しており、飛翔ルートにもなっていることから、鳥類について現地調査を実施し、適切に予測評価を行うこと。

(3) 藻場等について

今後の事業計画を踏まえ、アンカー等の設置、海底ケーブルの敷設及び陸揚げ作業の影響を受けるおそれがある海藻、藻場及び付着生物について、現地調査を実施し、適切に予測評価を行うこと。

(4) 水生生物について

響灘周辺にてスナメリの生息が確認されているため、スナメリに係る予測評価に当たっては、スナメリの行動様式に関する最新の知見に関する情報等の収集に努めること。

(5) 大気質について

発電設備等の構造物を陸上輸送する場合、大気汚染物質の排出が抑えられる時間帯や輸送ルート等を検討すること。

表 6.3-1 配慮書に対する市長意見の概要及び事業者の見解（1/2）

市長意見	事業者見解
1 事業計画の具体化に当たり配慮すべき事項 本事業の事業実施想定区域及びその周辺は、オオミズナギドリ等の飛翔ルートになってしまっており、バードストライクのおそれがある。鳥類及び藻場への影響を可能な限り回避するよう十分に配慮すること。必要に応じて、方法書以降の事業実施区域を現在よりも沖合へ変更する等の検討をすること。	本事業の事業実施想定区域は、鳥類が生息する白島に近接し、周辺に藻場の分布域が見られることから、鳥類及び藻場への影響を回避するよう十分に配慮することとし、風力発電設備の配置については白島から可能な限り離隔を確保するよう努めます。
2 方法書以降の環境影響評価手続に向けた留意事項 (1) 風力発電設備の配置等について 風力発電設備及び海底ケーブル等の付帯設備の配置並びにその諸元について方法書段階で明確にした上で、下記事項を踏まえて、適切な環境影響評価項目の選定、調査、予測及び評価を行うこと。	現在、風力発電設備の適切な配置を検討するため、風況調査、海象調査（波浪・流況）、ならびに海底地形調査等を順次進めています。 これらの調査結果に加えて、既存の各種調査データ、現在分析中の白島沖着床式洋上風力発電事業の際に実施した現地調査データ、漁業関係者の意見等を踏まえ、事業性、環境保全並びに社会性の観点から総合的に検討した上で、最終的な配置計画を策定する予定です。 方法書段階では具体的な風力発電機等の配置を示しておりませんが、準備書段階においては、配置計画を明確化した上で、予測・評価を実施いたします。
(2) 鳥類について 本事業の事業実施想定区域は、オオミズナギドリの繁殖、ウ類の渡り等で利用される白鳥に近接しており、飛翔ルートにもなっていることから、鳥類について現地調査を実施し、適切に予測評価を行うこと。	本事業の事業実施想定区域は、鳥類が利用している白鳥に近接していることから、鳥類への影響については、既存資料及び前事業（（仮称）白島沖着床式洋上風力発電事業）で実施した現地調査を活用し、適切に予測評価を行うとともに、事後調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討してまいります。
(3) 藻場等について 今後の事業計画を踏まえ、アンカー等の設置、海底ケーブルの敷設及び陸揚げ作業の影響を受けるおそれがある海藻、藻場及び付着生物について、現地調査を実施し、適切に予測評価を行うこと。	今後の事業計画を踏まえ、ご指摘の工事作業において藻場等への影響が考えられる場合には、既存資料及び前身の事業（（仮称）白島沖着床式洋上風力発電事業）で実施した現地調査結果を活用し、適切に予測評価を行うことと致します。

表 6.3-2 配慮書に対する市長意見の概要及び事業者の見解（2/2）

市長意見	事業者見解
(4) 水生生物について 響灘周辺にてスナメリの生息が確認されているため、スナメリに係る予測評価に当たっては、スナメリの行動様式に関する最新の知見に関する情報等の収集に努めること。	スナメリについては、その行動様式の最新の知見に関する情報収集に努め、適切に予測評価を行うことと致します。
(5) 大気質について 発電設備等の構造物を陸上輸送する場合、大気汚染物質の排出が抑えられる時間帯や輸送ルート等を検討すること。	発電設備などの構造物については、主に海上輸送が想定されるため、大気質への影響はほとんどないと考えられます。ただし、事業計画において陸上輸送によって大気質への影響が確認された場合には、大気汚染物質の排出が少ない時間帯の選定や、影響の少ない輸送ルートの設定など、適切な配慮のもと工事を実施することと致します。